

日常経理・法適用初年度 の決算



第4章 日常経理・法適用初年度の決算

公営企業会計の適用後は、地方公営企業法に基づいて計理状況や業務状況の報告、決算整理、財務諸表の作成等の事務を行う必要があります。これらについて、以降、順に解説していきます。



1 計理状況の報告（毎月）

法適用後は、管理者は、当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を毎月作成して、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出します（法第31条）。

公営企業会計では、企業の財政状態及び経営成績を知るために年度末の決算を行い、貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表が作成されますが、企業を健全かつ経済的に運営するに当たっては、年度中といえども企業の財政状態、経営成績等を把握する必要があります。公営企業においては、毎月末に月次試算表を作成することになっています。

官庁会計においても、現金の出納について、毎月例日を定めて監査委員が検査することになっていますが（地方自治法第235条の2第1項）、公営企業会計は、発生主義を採用していることから、その予算の執行に関しては必ずしも全部が現金の異動を伴うとは限りません。このため、公営企業会計においては、月次試算表を作成して元帳への記入の正確さを検証し、同時に、その資金計画を策定して現金の収支状況を把握する必要があります。例えば、予算執行上生じる現金の収支状況の実績を把握するとともに、少なくとも2カ月間の資金収支計画をたてることは企業の健全な運営上必要なため、毎月の計理状況の報告書類として資金予算表を作成することが考えられます。なお、資金予算表の作成は消費税等込みの数値により行うことになります。

法適用後、4月の計理状況の報告は5月20日までに提出する必要があり、打切決算の決算作業と並行して実施しなければならないため、スケジュールを充分調整する必要があります。

2 業務の状況の公表（少なくとも年2回）

地方公営企業法の適用後は、管理者（管理者を設置しない場合及び財務規定等のみの適用の場合は地方公共団体の長）は、条例で定めるところにより、毎事業年度少なくとも2回以上当該公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければなりません。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければなりません（法第40条の2第1項）。

なお、官庁会計においても、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づいて、毎年2回

以上財政状況の公表をしていますが、地方公営企業法の適用後は業務の状況の公表をもって財政状況の公表とみなされます（同条第2項）。

業務の状況を説明する書類の一つとして損益計算書、貸借対照表が提出されますが、上期分の損益計算書、貸借対照表には、年度末において一括して予算執行を行うことが一般的な減価償却費等のうち上期分として推定される減価償却費、減価償却累計額等の額を加えて作成すべきです。また、下期分の予算執行及び損益計算書には下期分のみの数値を明らかにするとともに上期からの累計額を付することが適当です。なお、貸借対照表は一定時点の財政状態を示すものですので、下期の貸借対照表は年度末の貸借対照表を提出することで足りません。

3 決算

(1) 決算の調製者

決算の調製者は、管理者（法第30条第1項）ですが、法第7条ただし書きの規定により管理者を置かない企業、又は財務規定等が適用される企業にあっては、決算の調製者は長となります（法第8条第2項、法第34条の2本文）。また、財務規定等が適用される企業で、条例で定めるところにより、会計管理者が決算の事務の全部又は一部を行う場合においては、その事務の範囲内で、決算の調製者は会計管理者となります（法第34条の2ただし書）。

(2) 決算調製時期

管理者（長又は会計管理者）は、毎事業年度終了後2月以内（4月1日から5月31日まで）に決算を調製し、証書類、事業報告書その他の書類と併せて、地方公共団体の長に提出し、長は、これらの書類を受けたときはこれを監査委員に付し、証書類以外の書類についてはその意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会（7月1日以降最初に招集される定例会である議会）の認定に付さなければなりません（法第30条第1項、第2項、第4項）。

このように官庁会計に比べて、決算調製手続きの時期は早く、かつ、その期間が短いことが特徴です。

(3) 決算書類

発生主義の企業会計方式における決算は、その年度における損益がどうなっており（経営成績）、その結果、その年度末における資産、負債及び資本の状況はどのようになっているか（財政状態）という点を明らかにするものです。

決算に当たって作成しなければならない書類は次のとおりです。

- ・ 決算書類（法第30条第9項）
 - ① 決算報告書（則別記第9号様式）
 - ② 財務諸表
 - ア 損益計算書（則別記第10号様式）

- イ 剰余金計算書又は欠損金計算書（則別記第 11 号様式）
- ウ 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書（則別記第 12 号様式）
- エ 貸借対照表（則別記第 13 号様式）

・決算附属書類（法第 30 条第 1 項）

- ① 証書類
- ② 事業報告書（則別記第 14 号様式）
- ③ その他の書類（令第 23 条）
 - ア キャッシュ・フロー計算書（則別記第 15 号様式）
 - イ 収益費用明細書（則別記第 16 号様式）
 - ウ 固定資産明細書（則別記第 17 号様式）
 - エ 企業債明細書（則別記第 18 号様式）

その他、期末決算に関連する手続きとしては、

- ① 予算の繰越（法第 26 条第 1 項、第 2 項ただし書、自治法第 212 条及び令 18 条の 2）
- ② 剰余金の処分又は欠損金の処理（法第 32 条、法第 32 条の 2）
- ③ 資本金の額の減少（法第 32 条第 4 項）
- ④ 基金運用状況に関する書類の提出（令 26 条の 2）

があります。

4 決算整理

企業の会計計算は、期間を基礎として行われるために、その一定期間（公営企業の場合、4月1日から翌年の3月31日までの1か年）における企業の経営成績、すなわち、損益を明らかにするとともに、当該期間の最終日（決算日）における企業の財政状態の内容を明らかにするために、決算報告書、財務諸表等を作成します。このために決算において元帳の記録（日々の取引の記録）を整理するほか、次で述べるような手続（決算整理）を行う必要が生じてきます。

具体的には、①決算の基礎となる元帳の記録計算の正否を検証するために試算表を作成すること、②年度中に元帳に日常の取引として記録されないもの又は例外的な取引等について決算整理を行うこと、③精算表を作成することの3段階に分けることができます。①及び③については、企業会計システムを導入している場合、システム上で整理されることがほとんどですが、②については各公営企業の判断で処理していく必要がありますので、ここでは、決算整理について説明します。

（1）決算整理の概要

決算は主として元帳について行われるものであり、その元帳の記録に基づいて当該年度の純損益や年度末における企業の財政状態が分かるのです。

したがって、元帳の記録はあくまでも企業の実状を正しく反映するものでなくてはなり

ません。しかしながら、年度中における元帳の記入は、原則として日々の取引に基づいて行われているため、日常の取引として現れない財産の増減、損益の発生は記入されず、決算時において元帳の各勘定の残高とその実際価値とは一致しないものがあります。例えば、貯蔵品等は年度中の盗難、紛失、破損及び過誤の払出等によって、帳簿上の残高と実際の有高とが一致しない場合があります。また、建物、機械装置等の固定資産は、時の経過あるいは使用の結果によって価値は減少しますが、この価値の減少は時々刻々行われているので、これを発生都度元帳に記入することは不可能です。

このため、決算に当たって元帳の各勘定の記入を訂正整理して正しい状態にしなければなりません。

また、収益、費用のうち、すでに現金の収支が行われて元帳に記入されていても当該年度に属さないものがある場合は、これを翌年度に繰り延べなければなりませんし、反対に、いまだ現金の収支がなく、したがって元帳に記入されていなくとも、当該事業年度の収益、費用に属すべきものがある場合は、これを見越し計上して当該事業年度の損益として記入し、帳簿残高と実際価値を一致させなければなりません。

以上のような手続をすることを決算整理といいます。

(2) 資産・負債に関する決算整理

① たな卸資産減耗費の計上

年度中における貯蔵品の払出しの過誤又は紛失、盗難等により、年度末における貯蔵品の帳簿残高と実地たな卸高が一致しない場合がおこることがあり、実地たな卸高が帳簿残高に不足する場合には、この差額をたな卸資産減耗費として処理し帳簿残高を現品の残高と一致させます。

帳簿残高を適切なものにするためには、少なくとも事業年度末日において実地たな卸（現物の確認）をすることが重要です。

② たな卸資産の時価評価（低価法）

第1章5(3)のとおり、会計制度の見直しによりたな卸資産の評価については低価法が義務付けられ、事業年度末日におけるたな卸資産の時価が帳簿価額よりも低いものについては、その帳簿価額は事業年度末日における時価にしなければなりません。しかし、重要性の乏しいたな卸資産については、低価法を適用しないことができます。

たな卸資産の時価評価も、日々の取引により記録されるものではないため、決算整理の手続として行われます。

③ 固定資産の減価償却費及び繰延収益の償却

土地以外の固定資産、すなわち、建物、機械装置、備品等は、使用又は時の経過によって、その経済価値が減耗します。しかしながら、これらの価値の減耗は継続的に発生しており、日常の取引としては成立しないので通常これを年度途中において記帳する機会がありません。このために決算時において減価償却費を計上してその整理を行います。

減価償却については第1章3(6)を参照してください。有形固定資産の減価償却費は、資産の帳簿価額から直接控除する直接法と、直接控除することなく減価償却累計額

として毎年度累積していく間接法があり、間接法の貸借対照表での表示は、減価償却累計額は資産の部に資産の控除科目として計上します。有形固定資産の減価償却を直接法で行った場合は、減価償却累計額を注記することになります。

一方、無形固定資産の減価償却は直接法によって行うことになります。

なお、補助金等により取得した固定資産については、固定資産の減価償却に合わせて、長期前受金（繰延収益）を償却することが必要です。補助金等により取得した固定資産の会計処理は会計制度見直しにより導入されたものですので、第1章5（1）で説明しています。

④ 固定資産の減損処理

第1章5（4）において説明したとおり、公営企業が保有する固定資産のうち、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの、又は減損損失を認識すべきものはその時の帳簿価額から当該生じた減損による損失、又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額として付することが必要です。当該減額した額は当該事業年度の特別損失として計上します。

（3）損益に関する決算整理

発生主義に基づく期間計算のもとにおいては、正しい損益を計算するため、費用及び収益をその発生した年度に正しく割り当てなければなりません。すなわち、損益の記帳がその発生に先んじて行われているときに、その未発生部分を翌年度以降に繰り延べ、損益の記帳がその発生より遅れているときには、その未記入の発生部分を当年度の損益に見込んで計算しなければなりません。前者を損益の繰延、後者を損益の見越計上といい、それらを繰延計算及び見越計算することを損益の決算整理と呼んでいます。

損益の繰延として、前払費用及び営業外前受金（このうち前受収益に相当するもの）の計上があり、損益の見越としては、未払費用及び営業外未収金（このうち未収収益に相当するもの）の計上があります。

① 前払費用の計上……費用の繰延

当年度中にすでに支払いがなされた費用（保険料、支払利息、賃借料等）のうち、決算時において翌年度以降の費用となるべき部分が含まれている場合には、この費用の前払分について、費用勘定から控除し前払費用（流動資産）として整理し、翌年度へ繰り延べます。

前払費用として繰り越された未経過分の費用は、翌年度には費用化することとなりますので、翌年度において、資産勘定（前払費用）から損益勘定（保険料）に再振替しなければなりません。この手続を再整理といいます。再整理の時期としては費用化された日に行うべきですが、一般的には、経理上の誤りを防ぐため、4月1日に整理する方法が採用されています。

② 未払費用の計上……費用の見越し

すでに支払義務が発生しているにもかかわらず、いまだに支出が行われず、当年度の

費用として計上されていないものについては、決算時にその未払の金額を費用勘定に算入するとともに、未払費用として整理しなければなりません。

公営企業において、債務の確定の際ただちに現金の支払いをしないものについては、未払金として整理します。すなわち、日常の取引によって、継続的に生じてくる未払金は、支払いが完了していなければ決算時においても計上されますが、これら以外に、決算整理として、決算時において費用の見越しを未払費用に計上する場合があります。例えば、一定期間を契約内容とする土地物件の賃借料及び借入金にともなう後払契約の支払利息です。

③ 前受収益の計上……収益の繰延

営業外前受金のうち、受取利息、賃貸料（会計原則上前受収益といわれるもの）で当年度において、すでに現金を受けた収益のうち、翌年度以降の収益が含まれている場合には、決算時に、その前受の部分の額について、それを収益勘定から控除して、前受収益として整理し、翌年度に繰り延べます。

④ 未収収益の計上……収益の見越し

営業外未収金のうち、受取利息、賃貸料（会計原則上未収収益といわれるもの）ですでに収益として発生しているにもかかわらず、いまだ現金の収納がなされていないために、当年度の収益として計上されていないものについては、決算時において、その未収の金額を収益勘定に算入しなければなりません。

公営企業において、債権確定の際ただちに現金の収納がなされないものについては、未収金として整理しますが、決算整理として決算時において収益の見越しを収益に計上する場合があります。例えば土地物件賃貸料、受取利息です。

なお、費用・収益の見越し・繰延は、その費用又は収益となるべき金額が少額で、かつ当該年度の損益に著しい影響を与えない場合には、債務または債権の確定した年度の費用・収益としても差し支えありません。

（４）諸引当金の設定

引当金は、①将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、②その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、③発生の可能性が高く、かつ、④その金額を合理的に見積ることができる場合に、当該事業年度の負担に属する金額を、当該事業年度の費用又は損失として引当金に繰り入れなければならないとされています（則第 22 条）。

引当金については、第 1 章 5（2）で説明したとおりです。

（５）消費税及び地方消費税

平成元年度以降消費税の導入（平成 9 年度から地方消費税の導入）に伴い新たに、消費税等の納税計算に関連した決算整理仕訳が必要となりました。公営企業会計では、税抜き処理を行うため、期中は仮受消費税、仮払消費税を計上し、決算整理において、納付税額を未払金（未払消費税等）に計上します。

なお、平成31年（2019年）10月からは、消費税率が10%に引き上げられに、軽減税率制度も導入される予定ですので、適切に消費税計算を行う必要があります。

5 決算書類の作成

(1) 決算報告書

公営企業会計は、官庁会計と同様に予算制度を採用していることから、予算（予定又は計画）に対する実績を示すため、当該予算の区分に従って作成した決算報告書が必要です。その様式は別記第9号で示されていますが、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出（予算様式3条及び4条事項）に関する予算とその実績である決算との対比表となっています。

<決算報告書のイメージ>

平成〇〇年度××町下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出 収入

区分	予算額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額	合計			
第1款 下水道事業収益	68,335,000	0	0	68,335,000	67,376,569	△ 958,431	
第1項 営業収益	67,258,000	0	0	67,258,000	66,248,928	△ 1,009,072	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 4,907,328円)
第2項 営業外収益	1,000,000	0	0	1,000,000	1,052,041	52,041	
第3項 特別利益	77,000	0	0	77,000	75,600	△ 1,400	(" 5,600円)

支出

区分	予算額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備考
	当初 予算額	補正 予算額	予備費 支出額	流用 増減額	地方公営企 業法第24条 第3項の規 定による支 出額	小計	地方公営企 業法第26条 第2項の規 定による繰 越額	合計				
第1款 下水道事業費用	62,522,000	0	0	0	0	62,522,000	0	62,522,000	60,335,784	0	2,186,216	
第1項 営業費用	53,288,000	0	0	0	0	53,288,000	0	53,288,000	52,222,084	0	1,065,916	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 1,592,984円)
第2項 営業外費用	8,104,000	0	0	0	0	8,104,000	0	8,104,000	8,063,700	0	40,300	
第3項 特別損失	50,000	0	0	0	0	50,000	0	50,000	50,000	0	0	
第4項 予備費	1,080,000	0	0	0	0	1,080,000	0	1,080,000	0	0	1,080,000	

(2) 資本的収入及び支出
収入

区分	予算額					決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考	
	当初 予算額	補正 予算額	小計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る支出額に 係る財源充 当額	継続費通次 繰越額に係 る財源充当 額				合計
第1款 資本的収入	28,770,000	0	28,770,000	0	0	28,770,000	28,748,400	△ 21,600	
第1項 企業債	25,000,000	0	25,000,000	0	0	25,000,000	25,000,000	0	
第2項 一般会計等繰入金	3,500,000	0	3,500,000	0	0	3,500,000	3,500,000	0	
第3項 固定資産売却代金	270,000	0	270,000	0	0	270,000	248,400	△ 21,600	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 18,400円)

支出

区分	予算額						決算額	翌年度繰越額			不用額	備考	
	当初 予算額	補正 予算額	流用 増減 額	小計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通次 繰越額		合計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費 通次 繰越額			合計
第1款 資本的支出	48,107,000	0	0	48,107,000	0	0	48,107,000	44,771,284	0	0	0	3,335,716	
第1項 建設改良費	45,030,000	0	0	45,030,000	0	0	45,030,000	41,694,344	0	0	0	3,335,656	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 3,071,744円)
第2項 企業債償還金	3,077,000	0	0	3,077,000	0	0	3,077,000	3,076,940	0	0	0	60	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額16,022,884円は、引継金7,188,753円、引継未収金4,665,204円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,053,344円及び当年度損益勘定留保資金1,115,583円で補てんした。

(2) 損益計算書

公営企業の損益計算書の様式は報告式を採用しています。公営企業の損益計算書の様式は、則別記第10号によって示されています。

会計制度の見直し以降、当該事業年度の損益計算以外に発生する利益剰余金変動額（組入資本金制度の廃止に伴い積立金の取崩しにより発生する未処分利益剰余金の額等）を記載する欄として「その他未処分利益剰余金変動額」の項目が設けられていますが、法適用初年度においては、使用する積立金がありませんので、この項目は使用しません。

また、「前年度繰越利益剰余金」も法適用初年度においては、公営企業会計で行った「前年度」が存在しないため、原則として使用しません。

ただし、いずれの場合も、項目は記載し、「0」を記載することが適当です。

なお、損益計算書末尾の「当年度未処分利益剰余金」の額は貸借対照表の「当年度未処分利益剰余金」の額と一致します。

＜損益計算書のイメージ（再掲）＞

平成〇〇年度××町下水道事業損益計算書(イメージ)
(平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで)

1 営業収益	61,341,600
下水道使用料	34,575,600
雨水処理負担金	23,049,000
受託事業収益	3,413,000
その他営業収益	304,000

2 営業費用	50,629,100
管渠費	6,161,750
処理場費	18,486,950
受託事業費	3,490,000
総係費	13,565,600
減価償却費	8,146,800
資産減耗費	605,000
その他営業費用	173,000

営業利益 **10,712,500**

3 営業外収益	1,052,164
受取利息及び配当金	213,140
長期前受金戻入	614,000
雑収益	225,024

4 営業外費用	7,799,700
支払利息及び企業債取扱諸費	7,708,200
雑支出	91,500

経常利益 **3,964,964**

5 特別利益	70,000
固定資産売却益	70,000

6 特別損失	50,000
減損損失	50,000

当年度純利益 **3,984,964**

前年度繰越利益剰余金 0

その他未処分利益剰余金変動額 0

当年度未処分利益剰余金 **3,984,964**

貸借対照表
と一致

(3) 貸借対照表

公営企業における貸借対照表は、財務諸表等規則の例により報告式を採用しており、その様式は、則別記第13号様式に定められています。

なお、貸借対照表の資産及び負債の勘定科目の配列は、固定性配列法によっていますが、これは、公営企業は通常多額の固定資産を有するものであり、財政状態の把握は、固定資産と資本、負債の構成に着目して判断することが必要であることによるもので、この点、一般の株式会社と異なっています。

<貸借対照表のイメージ(再掲)>

平成〇〇年度××町下水道事業貸借対照表(イメージ)
(平成△△年3月31日)

【資産の部】		金額	【負債の部】		金額
固 定 資 産		385,647,047	固 定 負 債		158,850,390
有 形 固 定 資 産		385,085,147	企 業 債		157,799,790
土 地		10,129,996	リ ー ス 債 務		321,600
建 物		70,396,056	退 職 給 付 引 当 金		729,000
構 築 物		264,806,815	流 動 負 債		8,910,218
機 械 及 び 装 置		41,063,839	企 業 債		3,007,850
車 両 運 搬 具		2,119,011	リ ー ス 債 務		160,800
工 具 、 器 具 及 び 備 品		2,898,130	未 払 金		5,556,568
リ ー ス 資 産		1,725,000	未 払 費 用		8,000
建 設 仮 勘 定		0	前 受 金		32,000
減 価 償 却 累 計 額		▲ 8,053,700	賞 与 引 当 金		50,000
無 形 固 定 資 産		541,900	そ の 他 流 動 負 債		95,000
借 地 権		261,600	繰 延 収 益		3,807,000
地 上 権		58,600	長 期 前 受 金		4,421,000
特 許 権		29,300	収 益 化 累 計 額		▲ 614,000
施 設 利 用 権		192,400	負 債 合 計		171,567,608
投 資 そ の 他 の 資 産		20,000	【資本の部】		金額
投 資 有 価 証 券		20,000	資 本 金		197,657,757
流 動 資 産		20,344,950	剰 余 金		36,766,632
現 金 預 金		6,745,394	資 本 剰 余 金		32,781,668
未 収 金		10,842,396	再 評 価 積 立 金		32,742,868
貸 倒 引 当 金		▲ 209,000	受 贈 財 産 評 価 額		38,800
貯 蔵 品		2,916,160	利 益 剰 余 金		3,984,964
前 払 費 用		50,000	減 債 積 立 金		0
			当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		3,984,964
			資 本 合 計		234,424,389
資 産 合 計		405,991,997	負 債 ・ 資 本 合 計		405,991,997

損益計算書
と一致

(4) 剰余金計算書（又は欠損金計算書）

剰余金計算書は、剰余金（利益剰余金及び資本剰余金）がその年度中に、どのように増減変動したのか内容を示す報告書です。貸借対照表に記載されている剰余金は、変動した後の結果であって、その年度中の変化は剰余金計算書によって知ることができます。

剰余金は、利益剰余金と資本剰余金とに分けられるので、剰余金計算書も利益剰余金と資本剰余金の二つに区分されています。利益剰余金については、いわゆる税抜経理により作成された損益計上書上の利益の額により得られます。

なお、前年度未処理欠損金があり、資本剰余金に関する事項が記載されていない場合の表題は「欠損金計算書」となります。

剰余金計算書の様式については、則別記第 11 号様式に示されているとおりです。

<剰余金計算書のイメージ>

	資本金	剰余金						資本合計
		資本剰余金			利益剰余金			
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	197,657,757	32,742,868	38,800	32,781,668	0	0	0	230,439,425
処分後残高	197,657,757	32,742,868	38,800	32,781,668	0	0	0	230,439,425
当年度変動額	0	0	0	0	0	3,984,964	3,984,964	3,984,964
当年度純利益	0	0	0	0	0	3,984,964	3,984,964	3,984,964
当年度末残高	197,657,757	32,742,868	38,800	32,781,668	0	3,984,964	3,984,964	234,424,389

損益計算書と一致

貸借対照表と一致

(5) 剰余金処分計算書（又は欠損金処理計算書）

剰余金計算書の利益剰余金の欄において表示された未処分利益剰余金の処分についての計算書が、剰余金処分計算書です。剰余金処分計算書には、次の項目が記載されます。

① 利益の処分

公営企業は、その財産的基礎を確立し、健全な運営を行うために、毎事業年度に生じた利益の全部又は一部を、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、処分することができます（法第 32 条第 2 項）。

また、法第 18 条第 2 項の規定による納付金の納付も利益剰余金の処分として行われるものです。

② 資本剰余金の処分

条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、資本剰余金を処分することができます（法第 32 条第 3 項）。

③ 資本金の額の減少

管理者の経営判断により、議会の議決を経て、資本金の額を減少させることができます（法第 32 条第 4 項）。

なお、当年度未処理欠損金がある場合、その欠損金を補てんする場合には、「欠損金処理計算書」を作成します。

剰余金処分計算書（又は欠損金処理計算書）は、法第 30 条第 9 項に定める決算書であり、議会において決算認定の議決を受けるものですが、それをもって利益処分の議決とみなすことはできません。ただし、便宜上剰余金処分計算書をもって、決算の認定の議決と併せて利益の処分の議決を受けることは差し支えないものとされています。

剰余金の処分（又は欠損金の処理）を行わない場合であっても、それを行わなかったことを示すために、当年度処分額（又は当年度処理額）を「0」として当該書類を作成することが適当です。

剰余金処分計算書の様式は、則別記第 12 号様式によって定められています。

<剰余金処分計算書のイメージ>

剰余金計算書の当年度末残高と一致

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	197,657,757	32,781,668	3,984,964
議会の議決による処分額	0	0	△ 3,984,964
減債積立金への積立	0	0	△ 3,984,964
処分後残高	197,657,757	32,781,668	(繰越利益剰余金) 0

(6) 決算附属書類

(キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書)

公営企業において、決算について作成すべき書類として必要な決算報告書及び財務諸表については、すでに述べてきたとおりですが、そのほかに、これらの補助説明ないし内訳説明として、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を作成しなければなりません（令第 23 条）。

① キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書は、第 1 章 5（7）のとおり、平成 26 年度の予算・決算から適用された、公営企業会計制度の見直しにより、作成が義務付けられた書類です。

キャッシュ・フロー計算書の様式は則別記第 15 号によって定められています。

なお、キャッシュ・フロー計算書における資金増加額（又は減少額）は、貸借対照表における現金・預金の期首残高との差額と一致するほか、間接法により作成する場合は、損益計算書の計上額と一致する項目があります。

＜キャッシュ・フロー計算書のイメージ＞

平成〇〇年度××町下水道事業キャッシュ・フロー計算書(イメージ) (平成〇〇年4月1日から平成△△年3月31日まで)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	3,984,964
減価償却費	8,146,800
減損損失	50,000
長期前受金戻入額	▲ 614,000
受取利息及び配当金	▲ 213,140
支払利息及び企業債取扱諸費	7,708,200
固定資産除却損	557,000
固定資産売却損益(▲は益)	▲ 70,000
未収金の増減額(▲は増加)	▲ 2,541,698
未払金の増減額(▲は減少)	2,066,074
たな卸資産の増減額(▲は増加)	▲ 30,959
引当金の増減額(▲は減少)	968,000
その他流動資産の増減額(▲は増加)	▲ 25,000
その他流動負債の増減額(▲は減少)	▲ 10,000
小計	19,976,241
受取利息及び配当金	213,140
支払利息及び企業債取扱諸費	▲ 7,708,200
業務活動によるキャッシュ・フロー	12,481,181
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 38,396,800
有形固定資産の売却による収入	300,000
無形固定資産の取得による支出	▲ 65,000
一般会計等繰入金による収入	3,500,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 34,661,800
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	25,000,000
企業債の償還による支出	▲ 3,076,940
リース債務の支払額	▲ 160,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	21,762,260
資金増加額(又は減少額)	▲ 418,359
資金期首残高	7,163,753
資金期末残高	6,745,394

貸借対照表
の現金預金
と一致

② 収益費用明細書

損益計算書の内訳説明書として作成されるのが、収益費用明細書です。なお、計数は損益計算書と同様に、いわゆる税抜経理によるものです。

年度中の経営成績を表す損益計算書には、勘定科目の「目」の金額までしか表示されておらず、その詳細については知ることができないため、「節」の収益、費用の内訳を表示して、年度中の経営成績を詳しく知るための書類として、収益費用明細書を作成します。

収益費用明細書の様式は則別記第 16 号によって定められています。

＜収益費用明細書のイメージ＞

款	項	目	節	金額	備考
下水道事業収益				(円) 62,463,641	
	営業収益			61,341,600	
		下水道使用料		34,575,600	
			一般汚水収益	27,660,480	
			水洗便所汚水収益	6,915,120	
		雨水処理負担金		23,049,000	
		受託事業収益		3,413,000	
		その他営業収益		304,000	
	営業外収益			1,052,041	
		受取利息及び配当金		213,140	
			預金利息	213,140	
		長期前受金戻入		614,000	
		雑収益		225,024	
	特別利益			70,000	
		固定資産売却益		70,000	
下水道事業費用				58,478,800	
	営業費用			50,629,100	
		管渠費		6,161,750	
			給料	1,784,000	
			手当	1,216,000	
			退職給付費	128,750	
			賞与引当金繰入額	5,000	
			材料費	1,213,000	
			修繕費	1,053,000	
			委託料	762,000	
		処理場費		18,486,950	
			給料	5,352,000	
			手当	3,648,000	
			退職給付費	386,250	
			賞与引当金繰入額	15,000	
			薬品費	2,372,500	
			動力費	4,063,200	
			修繕費	2,650,000	
		受託事業費		3,490,000	
		総係費		13,565,600	
			給料	5,400,000	
			手当	3,600,000	
			保険料	2,000,000	
			研修費	900,000	
			広告宣伝費	406,000	
			調査費	781,600	
			退職給付費	259,000	
			賞与引当金繰入額	10,000	
			貸倒引当金繰入額	209,000	
		減価償却費		8,146,800	
			有形固定資産償却費	8,053,700	
			無形固定資産償却費	93,100	
		資産減耗費		605,000	
			有形固定資産除却費	557,000	
			撤去費用	48,000	
		その他営業費用		173,000	
	営業外費用			7,799,700	
		支払利息及び企業債 取扱諸費		7,708,200	
			企業債利息	7,708,200	
		雑支出		91,500	
	特別損失			50,000	
		減損損失		50,000	

③ 固定資産明細書

固定資産明細書は、貸借対照表に記載された固定資産に関する内訳の説明書であり、消費税等相当額は含まれていません。固定資産明細書の様式は則別記第 17 号によって定められています。

<固定資産明細書のイメージ>

資産の種類	年度当初 現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額			年度末償却 未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額	累計		
土地	10,129,996	0	0	10,129,996	—	—	—	10,129,996	
建物	12,559,256	57,836,800	0	70,396,056	330,541	0	330,541	70,065,515	
構築物	244,856,815	20,000,000	50,000	264,806,815	6,444,265	0	6,444,265	258,362,550	
機械及び装置	41,063,839	0	0	41,063,839	1,080,739	0	1,080,739	39,983,100	
車両運搬具	2,349,011	0	230,000	2,119,011	61,822	0	61,822	2,057,189	
工具、器具及び備品	3,455,130	0	557,000	2,898,130	90,934	0	90,934	2,807,196	
リース資産	1,725,000	0	0	1,725,000	45,399	0	45,399	1,679,601	
建設仮勘定	39,420,000	38,416,800	77,836,800	0	—	—	—	0	
合計	355,559,047	116,253,600	78,673,800	393,138,847	8,053,700	0	8,053,700	385,085,147	

貸借対照表の有形固定資産と一致

開始貸借対照表の有形固定資産と一致

貸借対照表の減価償却累計額と一致

④ 企業債明細書

企業債明細書も固定資産明細書と同様に貸借対照表の内訳説明書として必要な書類です。企業債明細書の様式は則別記第 18 号によって定められています。

<企業債明細書のイメージ>

種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	発行価額	利率	償還終期	備考
			当年度償還高	償還高累計					
●●年度 財政融資資金	▲▲.3.20	60,000,000	1,984,510	56,268,125	3,731,875	—	年1.8%	××.3.31	
●●年度 市場公募	●●.11.14	48,000,000	1,092,430	30,924,235	17,075,765	—	〃	××.10.31	
▲▲年度 財政融資資金	▲▲.5.1	75,000,000	0	0	75,000,000	—	年2.2%	■●.3.31	
▲▲年度 市場公募	▲▲.10.1	40,000,000	0	0	40,000,000	—	〃	■●.9.30	
○○年度 市場公募	△△.3.29	25,000,000	0	0	25,000,000	—	年0.7%	□□.3.30	
計		248,000,000	3,076,940	87,192,360	160,807,640 (160,807,640)				

貸借対照表の企業債（流動＋固定）と一致

6 消費税及び地方消費税の会計処理等

(1) 期中の会計処理

消費税の会計処理は、売上や仕入、経費などの本来の取引額に消費税等の額を含めた「税込処理方式」と、本来の取引額と消費税等の額を分離し、消費税等の額は仮払勘定や仮受勘定で処理する「税抜処理方式」があります。一般的にはどちらの方式も選択可能ですが、財務諸表等は税抜処理方式で表示されることから、税込処理方式を選択した場合も、期末に仮払勘定・仮受勘定に振り替える必要があります（則第19条）。

ただし、予算が総計予算主義（自治法第210条）のもと、消費税等の額を区分することなく総額で予算化していることから（例えば、税込み108,000円の修繕費は本体価額100,000円だけでは執行できない）、予算との対比表である「決算報告書」については、税込みで表示することになります。

<仕訳及び予算経理の例>

【仕訳】

修繕費	1,000	／	未払金	1,080
仮払消費税及び地方消費税	80	／		

【予算経理】

（款）下水道事業費用（項）営業費用（目）管渠費（節）修繕費 1,080

(2) 決算整理

消費税等の額の予算執行については、官庁会計のもとでは現金主義による予算執行が行われるため、X1年度の予算執行はX0年度中間納付（納期限がX1年4月以降の分）＋確定申告納付とX1年度中間納付（納期限がX2年3月までの分）の合計額でした。

公営企業会計においては、発生主義による予算執行が行われるため、決算整理において未払消費税等を計上する必要があります。期中に発生した仮払消費税等及び仮受消費税等の額を相殺し、最終的に申告により納付すべき額（中間納付分を含む）が、公営企業会計において予算執行する額になります。

なお、仮払消費税等及び仮受消費税等の額の相殺は、3条、4条及びたな卸資産の購入で発生した総額に基づいて行います。

<仕訳及び予算経理の例>

【仕訳】

仮受消費税及び地方消費税	120	／	仮払消費税及び地方消費税	80
		／	未払消費税等	40

【予算経理】

（款）下水道事業費用（項）営業外費用（目）消費税及び地方消費税 40

(3) 消費税の申告単位

公営企業における消費税の申告は、「特別会計ごとに一の法人が行う事業とみなして」行

われます（消費税法第 60 条）。

（４）消費税の申告時期

官庁会計で行う消費税の確定申告は、課税期間（3月31日まで）終了後6月以内に行うことになっていますが（消費税法施行令第76条第2項第2号）、公営企業会計においては、課税期間終了後3月以内に行うことになります（同条項第3号）。

（2）で示したように、決算書上も確定申告の金額を反映するとともに、税務署に対する申告も、法適用前に比べて3か月早くなることに留意が必要です。